

第50回国連婦人の地位委員会 合意結論

開発における女性の参画促進：とりわけ教育、健康、労働の分野を考慮に入れた、 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを可能にする環境

婦人の地位委員会は、

1. 「北京宣言及び行動綱領」¹、第23回国連特別総会の成果文書「女性2000年会議：21世紀に向けてのジェンダー平等・開発・平和」²、「国連ミレニアム宣言」³、また「第4回世界女性会議」の10周年に婦人の地位委員会が採択した「宣言」⁴、「2005年世界サミット」⁵および関連の国連総会決議や、国連の各会議の成果を再確認し、意思決定過程への参画、権力へのアクセスを含む、社会のあらゆる分野での平等を基にした、女性のエンパワーメントと完全な参画は、平等、開発、平和、安全への基本であることをあらためて表明する。また、開発過程における行為者、受益者としての女性の完全な統合、完全な参画を確保する必要性を強調する。さらに、とりわけ、全ての人権および基本的自由を推進、擁護し、すべての政策、プログラムにおいてジェンダーの視点を主流化し、女性の完全な参画とエンパワーメント、及び国際協力の拡大を推進することにより、国家的、国際的な実現を可能にする環境の強化、保護への取り組みを強調する。
2. また、「北京宣言及び行動綱領」の目標及び目的の完全かつ効果的な実施が「ミレニアム宣言」等の国際的に合意された開発目標の達成に向けて不可欠であること、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントの推進が、持続可能な発展、持続的な経済成長の達成、貧困や飢饉の根絶、疾病対策において根本的な重要性を持つこと、また、女性および女児の発展への投資は、経済のあらゆる部門、特に農業、工業、サービスなどの重要な分野で、とりわけ生産性、効率性、持続的な経済成長に関して相乗的な効果をあげて再認識する。
3. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が、国家の完全で全面的な発展や世界における福祉、平和の大義のためには、あらゆる分野において男性と同等の立場で女性が最大限に参画することが必要であると強調していることを想起する。
4. 女性や女児に対するあらゆる形態での暴力は女性の人権の享受を侵害するものであり、開発への参画や活動を制限し、「国連ミレニアム開発目標」を含む国際的に合意された開発目標の達成等に示されている、女性や女児がその才能を発揮する能力を大きく阻むものであることを認識する。
5. また、あらゆるレベルにおいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを可能にする環境を構築することが、女性の開発プロセスへの参画および開発の恩恵の享受を促進するために必要であることを認識し、そのような環境の構築において以下にあるような課題があることを認識する。

¹第4回世界女性会議報告書、1995年9月4-15日、北京(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I、II

²総会決議S-23/2、付録、及び決議S-23/3、付録

³総会決議55/2

⁴経済社会理事会公式記録、2005、補足27番及び正誤表(E/2005/27及びCorr.1)、第I章A.

⁵(消去)

- (a) 開発政策とジェンダー平等に関する政策や戦略の整合性や調整が不十分なこと。
- (b) ジェンダー平等に関する政策や戦略の実行のための期限を定めたターゲットが不十分なこと。
- (c) 意思決定過程における女性の割合が低いこと。
- (d) 女性が全ての人権を完全に享受することに対する、推進や保護が不十分なこと。
- (e) 女性に対する根強い暴力ならびに様々な形態の差別的慣行や態度。
- (f) 経済及び全ての公的生活における女性の貢献に対する不十分な認識。
- (g) 教育や訓練、保健、ディーセント・ワークへのアクセスが不平等なこと。
- (h) 機会へのアクセスの不平等さ、ならびに土地、貸付、資本、経済的資産、IT技術等の資源への不平等なアクセスと管理。
- (i) 政治的意思及び資源が不十分なこと。
- (j) ジェンダー主流化実施が不適切なこと。
- (k) 監視、評価及び説明責任に関する国内推進体制が不十分なこと。
- (l) HIV/AIDS やマラリア、結核その他の感染症の女性に対する影響。
- (m) 武力紛争、安全の欠如、自然災害。
- (n) 「ミレニアム開発目標」等の国際的に合意された開発目標への取り組みの遂行が遅延および不均一なこと。
- (o) 貧困の女性化を加速する要因ともなっている、多くの発展途上国に存在する根強い社会・経済的条件の厳しさ。
- (p) 開発のための資金調達を念頭においた、貧困撲滅や保健医療分野に関するジェンダー平等や女性のエンパワーメントの分野での、国際協力が不十分なこと。
- (q) 広く行われている有害な文化的・伝統的慣行。
- (r) 情報、性別データや統計が不十分なこと。
- (s) ジェンダーに対応した法律の発布へ向けた進展が不十分なこと。

6. あらゆるレベルで上記の課題に取り組むためには、政策、立法およびプログラムによる介入を伴う、体系的、包括的、総合的、学際的、かつ多分野にわたる、取組みが必要であることを強調する。

7. 各国政府及び/又は、必要に応じて国連システムの関連組織、国際金融機関を含むその他の国際的・地域的機関、国会、政党、民間部門・労働組合・学术界・メディア・非政府組織等を含む市民社会、その他関係者に以下の行動をとるよう強く要請する。
- (a) 既存のジェンダー平等に関する政策と戦略を十分に生かし、「ミレニアム開発目標」等の国際的に合意された開発目標の実施戦略を中心とした国家開発戦略に関連する全ての地方・国家の計画、予算、監視と評価、また通報プロセスやメカニズムに、ジェンダーの視点を盛り込む。
 - (b) 社会、構造及びマクロ経済的問題に対処する、包括的でジェンダーに配慮した、貧困撲滅のための戦略を策定、実行する。
 - (c) 年齢・性別データやジェンダー統計の収集、編集、分析及び使用を通じて、ジェンダー平等に向けた進展を評価するための、効果的な国内監視・評価メカニズムをあらゆるレベルで構築、実行する。また、適切な定量・定性的指標の開発、利用を継続して行う。
 - (d) ジェンダー平等を達成し、その結果として女性と女兒が平等な機会を獲得することを狙ったプログラム開発のために中央政府と地方政府の緊密な協力を奨励し、推進する。
 - (e) 女性や女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止するために相当な配慮を払う責務を支援することを目標とする措置を含め戦略と政策を策定・実施し、被害者を保護し、加害者を捜査・起訴・処罰し、女性や女兒に対する暴力は平等・開発・平和といった目標達成に対する深刻な障害であり地域社会や国家の社会・経済的發展に悪影響があることを認識する。
 - (f) 2003年7月の武力紛争防止に関する総会決議 57/337 及び紛争防止・管理・紛争解決・紛争後の平和構築への女性の平等な参画に関する総会の合意決議の完全かつ効果的な実施に向けた努力を継続する。⁶
 - (g) ジェンダー平等・平和・安全・開発の関連性を認識し、女性・平和・安全に関する2000年10月31日の安全保障理事会決議 1325(2000年)の完全かつ効果的な実行に向けた努力を継続する。
 - (h) 相続を含めて、女性が土地や資産を所有する完全かつ平等な権利を持つことを保証するため、必要な措置をとる。
 - (i) 女性が日常生活のあらゆる側面であらゆるレベルの意思決定に完全に参画できるよう、全ての適切な措置をとる。
 - (j) 国際移住に関する全ての政策やプログラムにジェンダーの視点を組み入れ、女性移住者が人権及び基本的自由を完全に享受することを推進し、差別・搾取・不当な扱い・危険な労働環境・性的暴力や人身取引(トラフィッキング)を含む暴力と戦う。また家族の再統合が移住者の統合に良い結果をもたらすことから、適用できる法を尊重して速やかに、効果的に、家族の再統合を促進する。
 - (k) 国際人権法、国際人道法、国際難民法の関連規定を想起しつつ、あらゆる形態の女性難民、亡命者、国内避難民に対する差別、性的搾取、暴力を排除すると共に、その生活と地域社会に影響を

⁶ 経済社会理事会決議 2004/12.

与える決定に対する積極的な関与を推進する。

- (l) 特に保健・教育・雇用の分野で、全ての政策・プログラム開発、実施、監視、評価の基礎としてジェンダー分析の利用を求めること等により、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント達成のための戦略として、ジェンダー主流化およびその実施能力に対する理解を高める。
- (m) 開発政策・社会経済政策の立案と実行、予算プロセスにおいてジェンダーの視点を主流化するための戦略を開発・推進し、取組みについてのベストプラクティス(最良の実践例)を共有し、革新を促す。
- (n) あらゆる分野で、国家・地域・国際的な資金拠出やジェンダーに対応した予算執行プロセスを通じて、ジェンダーに配慮した開発政策やプログラム、及びジェンダー平等のための国家体制に対し、適切な資金を動員し、女性に特化した措置に対し、適切な資金配分を行う。
- (o) 女性と女兒をエンパワーし、その生活状況を改善しようとする女性の組織を支援する。
- (p) 女性団体、協会、ネットワークなどに加え、女性に関する省庁、ジェンダー平等委員会、関連議会委員会、オンブズパーソンや関連省庁のジェンダー・フォーカル・ポイントと作業部会など、あらゆるレベルの女性の進歩とジェンダー平等のための全てのメカニズムの間の調整と協力の強化を奨励する。
- (q) 差別、ジェンダーに対する固定観念、有害な伝統的、文化的、慣習的な慣行を撤廃するための効果的な措置を講じる。
- (r) とりわけ女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃、家事や家族のケアの分担、また平和で寛容な文化の促進などを通じて、ジェンダー平等や女性・女兒のエンパワーメントの推進における男性や男児の関与を高める戦略を策定し、実行する。また、ジェンダー平等の実現を促進するため、男女が性と生殖に関して責任ある行動をとり、個人が持つ意識を変えることを勧奨する。
- (s) 知識と技術移転を発展途上国に譲歩的、優遇的、有利な条件で行うこと、また双方の合意に応じて、訓練と社会基盤の提供、コンテンツの計画・開発・制作への関与、情報・通信技術に関する規制や政策策定を行う機関の管理や統治、意思決定を行う地位への参画等を通じて、情報・通信技術、また応用技術の利用について、女性と女兒に平等かつ効果的なアクセスを拡大する。
- (t) 時間のかかる日常の仕事で女性や女兒にかかる負担を軽減し、とりわけ収入を得られる活動への参加や通学を行えるようにするため、適切な社会基盤や他のプロジェクトに投資し、経済的なエンパワーメントの機会を創出する。
- (u) 機会の平等を進めるという原則を、障害を持つ女性や女兒をエンパワー・支援するためのプログラムや方法、プロセスに盛り込むよう、特に注意を払う。
- (v) 経済の過度な変動や混乱の影響が女性に対して不当に大きな弊害をもたらすことから、国際社会に対し、このような影響を緩和するよう努力する。また、女性の経済的状況を改善するため、発展途上国の貿易の機会を拡大するよう、呼びかける。
- (w) 「女子差別撤廃条約」とそれに含まれる選択議定書の義務に国家が完全に従うこと、また「女子

差別撤廃委員会」の一般勧告と結論も考慮することを求め、また、同条約の選択議定書に署名、批准、加盟していない国家にはそれに向けて検討することを求め、「ミレニアム開発目標」等の国際的に合意された開発目標の達成に向けて一層の努力をすること、また「北京宣言及び北京行動綱領」や、第23回国連特別総会の成果文書の実行との連携、さらに「国際人口開発会議」の行動計画⁷や、その行動計画の更なる遂行のために重要な行動との連携を強化するよう求める。

8. 各国が自国の持続可能な発展や貧困撲滅に基本的な責任を持つということ、国家政策、開発戦略の役割が極めて重要であること、発展途上国が貧困を撲滅し、持続可能な発展を達成できるよう、あらゆるレベルにおいて協力して具体的な手段を講じる必要があることを強調する。
9. 各国政府が、例えば政府開発援助（ODA）や債務免除を含めた、効果的、公平、開発志向で永続的な、発展途上国の対外債務や債務返済の問題の解決方策の遂行により女性、特に途上国の貧しい女性がその恩恵を受けられるよう確保するよう強く要請し、また、国際協力の継続を呼びかける。
10. 国際社会、国連システム、関連地域・国際組織、民間セクター、市民社会に対して以下を奨励する。
 - (a) 各国政府の要請に応じて制度づくりや、「北京行動綱領」の実行のための国家行動計画の策定、または既存の行動計画を実施するにあたっての支援を行う。
 - (b) 「世界社会開発サミット」、「第4回世界女性会議」、「国際人口開発会議」、「ミレニアムサミット」、「国際開発資金会議」、「持続可能な開発に関する世界サミット」、「国連第2回高齢者問題世界会議」、第23回及び第24回国連特別総会等の主要な国連サミットや会議、そのフォローアップのプロセスで合意した開発目標や基準に到達できるよう、各国政府の努力に対し、必要な資金の提供を行う。
 - (c) 意思決定過程への完全かつ平等な参画のみならず、保健、資本、教育、訓練、技術への女性の完全かつ平等なアクセスを確保しようとする各国政府の努力を支援し、開発のための運営活動に適切な資源を提供すること等を通じて、開発戦略を決定・実施し、国家計画にジェンダー問題を統合することへの女性の完全かつ効果的な参画を確保しようとする途上国の努力を支援することを優先する。
11. 多国間援助を奨励する。さらに各々の使命において国際金融機関が、また地域の開発銀行も、特に地方や僻地の女性により多くの資源が行き渡るようにするための政府の努力を支援する政策を再検討、実行するよう多国籍援助機関に対し要請し、国際金融機関・地域開発銀行に対し奨励する。
12. 教育、保健、労働、またジェンダー平等と女性の進歩を達成できる環境の創造に関する全ての政策に、ジェンダー、人権ならびに社会経済的な視点を盛り込むことの重要性を強調し、各国政府に対して以下を求める。
 - (a) 段階的、また、機会の平等に基づき、初等教育を義務化し万人が無料でアクセスできるようにしながら、女性と女兒が全てのレベルで質の高い教育と訓練に完全かつ平等にアクセスできるようにする。

⁷国際人口開発会議報告書、1994年9月5-13日、カイロ（国連出版物、販売番号E.95.XIII.18）第I章、決議I、付録

- (b) ジェンダーの視点と人権を保健分野の政策やプログラムに盛り込むこと、女性特有のニーズや優先課題に注意を払うこと、また、「国際人口開発会議」の行動計画にのっとり肉体と精神の最良の健康状態を持つことができるという女性の権利及び、性と生殖、妊産婦に関する保健医療、また出産時救命医療等、妥当な費用かつ適切な保健サービスへのアクセスを保証すること、さらに、経済的エンパワーメントと自立の欠如が、女性が HIV/AIDS、マラリア、結核等の貧困に関連する疾病に罹患する危険性など、様々な負の結果を女性が受けやすくなることを認識すること。
- (c) HIV/AIDS の蔓延がジェンダーの不平等に拍車をかけること、女性と女兒が HIV/AIDS の危機がもたらす不当に大きな負担を背負っていること、より感染しやすいこと、ケアに重要な役割を果たすこと、また HIV/AIDS の危機の結果、貧困に陥りやすくなったことなどの懸念に対応するための、あらゆる適切な手段をとる。
- (d) 「職場での基本的原則と権利に関する ILO」に含まれている原則とそのフォローアップ⁸の尊重と実現を推進し、ILO 諸条約の批准と完全実施を検討し、生産的雇用とディーセント・ワーク（権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事）への女性の平等なアクセスを提供することに特に関連する政策と計画を立案し、職場でのジェンダー平等に関する固定的観念のみならず、構造的、法的障壁を排除し、同一労働または同一価値労働に対する同一賃金を推進し、女性の無償労働の価値に対する認識を広め仕事と家族責任の両立や障害を持つ女性の労働へのアクセスを促進する政策を開発・推進する。

⁸ 1998 年 6 月 18 日、第 86 回国際労働総会で採択。